

○多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付)25農振第2254号農林水産事務次官依命通知一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

	改	正	後	現	行
(別紙1)	農地維持支払交付金に係る事業の実施方法			農地維持支払交付金に係る事業の実施方法	
第1～第3 (略)				(別紙1)	
第4 対象活動	農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。 ただし、対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。			第1～第3 (略)	
(1) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が圃別の農家に限られるものの助成 (2) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む） (3) 対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）			2・3 (略)	第5～第8 (略)	
第5～第8 (略)			2・3 (略)	第5～第8 (略)	
第9 農地維持支払交付金の返還 1 対象活動の要件の不適合等	(1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、要件を満たさない活動に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。 (2) (3) (略) (3) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該施設の保全管理に係る全額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。 (4) 市町村長は、地城資源の適切な保全管理のための推進活動による地城資源保全管			第9 農地維持支払交付金の返還 1 対象活動の要件の不適合等	
(5) 市町村長は、地城資源の適切な保全管理のための推進活動による地城資源保全管				(1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。 (2) (3) (略) (3) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。 (4) 市町村長は、地城資源の適切な保全管理のための推進活動による地城資源保全管	

改 正	後	現 行
構想が作成されなかつた場合、対象組織に対して交付した交付金の <u>全額</u> を事業計画の認定年度に遡つて返還するものとする。 (6) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、 <u>当該要件に基づき交付される金額</u> を事業計画の認定年度に遡つて返還することを求めるものとする。 2~4 (略)	構想が作成されなかつた場合、対象組織に対して交付した交付金の <u>全部又は一部</u> を事業計画の認定年度に遡つて返還することを求めるものとする。 (6) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の <u>全部又は一部</u> を事業計画の認定年度に遡つて返還することを求めるものとする。 2~4 (略)	理構想が作成されなかつた場合、対象組織に対して交付した交付金の <u>全部又は一部</u> を事業計画の認定年度に遡つて返還することを求めるものとする。
(別紙2) 第1～第3 (略)	(別紙2) 第1～第3 (略)	資源向上支払交付金に係る事業の実施方法
第4 対象活動 資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。 1 地域資源の質的向上を図る共同活動 (1) 第5の2に定める活動計画に基づくものであつて、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。 ただし、 <u>対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。</u> (7) <u>個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成</u> (i) <u>農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成</u> (ii) <u>対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）</u>	第4 対象活動 資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。 1 地域資源の質的向上を図る共同活動 (1) 第5の2に定める活動計画に基づくものであつて、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。 ただし、 <u>対象活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。</u> (7) <u>個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成</u> (i) <u>農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成</u> (ii) <u>対象活動に直接関係のない経費（人件費を含む）</u>	第4 対象活動 資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。 1 地域資源の質的向上を図る共同活動 (1) 第5の2に定める活動計画に基づくものであつて、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。
第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価	第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価	第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価
(2) • (3) (略) 2・3 (略)	(2) • (3) (略) 2・3 (略)	(2) • (3) (略) 2・3 (略)
第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価	第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価	第5 第6 資源向上支払交付金の算定 1 (略) 2 交付単価
(1) から(3)までに規定するところとする。	(1) から(3)までに規定するところとする。	(1) から(3)までに規定するところとする。

改 正	後	現 行
(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。 ア・イ（略）	(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。 ア・イ（略）	(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。
ウ 加算単価	ウ 加算単価 a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>活動項目</u> から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>取組</u> （ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組んでいない対象組織及び、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>活動項目</u> （ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。	ウ 加算単価 a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>活動項目</u> から新たに活動項目を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>取組</u> （ただし、広報活動を除く。）から2取組以上選択して取り組んでいない対象組織及び、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の <u>活動項目</u> （ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

〔新設〕

- 二 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援
事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行いう場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。
 - (a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
 - (b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち、5割以上において、雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする）

	改	正	後	現	行

地 且 区 企		①資源向上活動（共同）の1 0アール当たりの交付単価	②①のうち国の助成
田	都府県	<u>4.00円</u>	<u>2.00円</u>
北海道		<u>3.20円</u>	<u>1.60円</u>

エ・オ (略)

(2) • (3) (略)

第7～第8 (略)

第9 資源向上支払交付金の返還

1 対象活動の要件の不適合等

(1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、要件を満たさない活動に係る金額を事業計画の認定年度に遡って返還するものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。

(2) • (3) (略)

(4) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されないと認められた場合、対象組織に対して交付金のうち、当該施設の保全管理に係る金額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

(5) 市町村長は、対象組織が第2に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金のうち、当該要件に基づき交付される金額を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

2～5 (略)

(別紙3) ~ (別紙6) (略)

附 則(令和3年4月1日付け農振第3822号)

1 本要綱は令和3年4月1日から施行する。

2 本要綱に基づき令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によるものとする。

第9 資源向上支払交付金の返還

1 対象活動の要件の不適合等

(1) 市町村長は、対象組織の活動が第4の1に定める要件を満たさないことが確認された場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。ただし、対象農用地の減少が伴う場合は、2の規定によることができる。

(2) • (3) (略)

(4) 市町村長は、事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されないと認められた場合、対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部を事業計画の認定年度に遡って返還することを求めるものとする。

2～5 (略)

(別紙3) ~ (別紙6) (略)